

放牧再生支援事業費補助金交付要綱

制 定 令和2年4月30日付け農畜第149号

(趣旨)

第1 放牧は中山間地域や離島において持続的な和牛繁殖経営を行うために有効な管理手法であるが、草地の荒廃などにより、放牧場の再整備が必要な状況となっている。

このため、放牧場の適正管理を行う仕組みづくりの構築と再整備を支援するとともに、放牧を活用した特徴ある畜産物等の生産を図ることにより、放牧を活用した低コスト生産体制を強化するため、その事業を実施するのに要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

その交付については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(事業実施主体および補助率)

第2 補助事業区分、補助対象経費、事業実施主体及び補助率は別表のとおりとし、次の各号に掲げる事業を実施するために必要な経費について交付する。

- (1) 放牧地適正管理の仕組みづくり
- (2) 放牧地の整備
- (3) 放牧に必要な施設等の整備
- (4) 地域資源を活用した畜産物生産

2 算出された交付額に千円未満が生じた場合は切り捨てるものとする。

(補助金の交付申請)

第3 事業実施主体が、規則第4条の規定により補助金の交付を受けようとするときには、交付申請書（様式第1号）および別記実施要領の取り扱いに定められた申請書を知事に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、事業実施主体において当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(変更交付申請)

第4 事業実施主体が、規則第9条第1項に規定された、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときには、変更承認申請書（様式第2号）及び別記実施要領の取り扱いに定め

られた変更承認申請書（別記様式第3号）を知事に提出し、承認を受けなければならない。なお、重要な変更以外の軽微な変更については、別途指示を受けるものとする。

（1）補助事業の実施主体の変更

（2）補助事業の中止又は廃止

（3）補助事業の施工箇所の変更

（4）事業実施主体の事業種目の補助金を増額する場合又は20パーセントを超えて減額する場合

（5）事業内容の主要な部分に関する変更

（6）その他知事が必要と認める場合

2 事業実施主体が、規則第9条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、遂行状況報告書（様式第8号）による報告書を提出しなければならない。

（概算払請求）

第5 事業実施主体が概算払により補助金の交付を受けようとするときは、概算払請求書（様式第3号）による請求書を知事に提出しなければならない。

（完了報告）

第6 事業実施主体は、事業が完了したときは完了報告書（様式第4号）により完了報告を行い、速やかに検査を受けなければならない。

（実績報告）

第7 事業実施主体が規則第10条の規定により提出する実績報告書は、実績報告書（様式第5号）および別記実施要領によるものとし、提出の時期は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日または補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日いずれか早い日とする。

2 事業実施主体は、実績報告を行うに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

（書類の提出）

第8 この要綱の規定により知事に提出する書類は、本要綱の規定によるほか、別記実施要領の取り扱いにより提出するものとする。

（財産の処分の制限）

第9 規則第13条第1項第4号の規定に基づき知事が指定する財産は、当該事業により整備した全ての機械及び器具とする。

2 規則第13条第2項に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間とする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定）

第10 知事は、第3の2ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の

確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

- 2 事業実施主体は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税等相当額報告書（様式第6号）による報告書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

（帳簿等の保存）

第11 補助事業を実施するに当たっては、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳（様式第7号）その他関係書類を整備保管しなければならない。

（その他）

第12 この補助金を交付する事業を実施するにあたり必要な事項は、原則として別記実施要領によるものとし、それ以外に必要な事項は農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月7日から施行する。

番 号
令和 年 月 日

島 根 県 知 事 様

住所
事業実施主体の名称
代表者の役職および氏名 印

令和〇年度放牧再生支援事業費補助金交付申請書

令和〇年度において、下記のとおり事業を実施したいので、放牧再生支援事業費補助金交付要綱第3の規定により、補助金〇〇〇円の交付を申請します。

記

- 1 経費の配分 別紙のとおり
- 2 事業の概要 別記実施要領「実施計画書」のとおり

(注) 1 添付書類については、補助事業の実施報告に係る出来高設計書等知事が必要と認める書類

(別紙)

1 経費の配分

(1) 経費の配分及び負担区分

(単位：円)

事業区分 事業種目	総事業費 (a)+(b)+(c)	補助事業に要 する(した)経 費 (a)+(b)又は (a)+(c)	負担区分			備 考
			補助金 (a)	市町村費 (b)	その他 (c)	
合計						

2 収支予算(又は精算)

(1) 収入の部

(単位：円)

事業区分 事業種目	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
補助金					
市町村費					
その他					
合計					

(2) 支出の部

(単位：円)

事業区分 事業種目	本年度予算額 (又は本年度 精算額)	前年度予算額 (又は本年度 予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
合計					

3 事業完了予定年月日(又は完了年月日)

年 月 日

番 号
令和 年 月 日

島 根 県 知 事 様

住所
事業実施主体の名称
代表者の役職および氏名 印

令和〇年度放牧再生支援事業費補助金変更承認申請書

令和〇〇年〇月〇日付け〇第〇〇号で補助金の交付決定のあった事業について、下記のとおり変更したいので、放牧再生支援事業費補助金交付要綱第4の規定に基づき申請します。

記

1 変更の理由

(注)

1 記の記載様式は、様式第1号に準ずるものとする。

この場合において、補助金の交付決定により通知された事業の内容及び経費の配分と変更後の内容及び経費の配分とを容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。ただし、当該変更の対象外となる事業については省略する。また、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったものに限り添付すること。

2 補助金の額が増額する場合は、件名の「放牧再生支援事業費補助金変更承認申請書」を「放牧再生支援事業費補助金変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。」を「下記のとおり変更したいので補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請します。」とする。

島 根 県 知 事 様

住所
事業実施主体の名称
代表者の役職および氏名 印

令和〇年度放牧再生支援事業費補助金概算払請求書

令和〇年〇月〇日付け〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった補助金について、下記により金〇〇〇円を概算払いによって交付されたく、放牧再生支援事業費補助金交付要綱第5の規定に基づき請求します。

記

事業区分 事業種目	交付決定額		〇月〇月現在 予定出来高		補助金			事業完了 予定 年月日	備考
	事業費	補助金 (A)	事業費	補助金	既受領 額 (B)	今回 請求額 (C)	残額 (A-B-C)		
	円	円	円	円 (%)	円 (%)	円 (%)	円 (%)		
	円	円	円	円 (%)	円 (%)	円 (%)	円 (%)		
	円	円	円	円 (%)	円 (%)	円 (%)	円 (%)		

※1 交付決定額には、補助金の交付決定（変更があった場合は変更承認後）の額を記入すること。

※2 (%)には、(A)を100%とする割合を記入すること。

番 号
令和 年 月 日

島 根 県 知 事 様

住所
事業実施主体の名称
代表者の役職および氏名 印

令和〇年度放牧再生支援事業費補助金実績報告書

令和〇年〇月〇日付け〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった事業について、放牧再生支援事業補助金交付要綱第7の規定により、その実績を報告します。

(なお、併せて精算額〇〇〇円の交付を請求します。)

記

- 1 経費の配分 別紙のとおり
- 2 事業の概要 別記実施要領「実績報告書」のとおり

(注) 1 記の記載様式は、様式第1号に準ずるものとする。

なお、軽微な変更があった場合においては、容易に比較対照できるように変更部分を二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

2 添付書類については、補助事業の実施報告に係る出来高設計書等知事が必要と認める資料

番 号
令和 年 月 日

島 根 県 知 事 様

住所
事業実施主体の名称
代表者の役職および氏名 印

令和〇年度放牧再生支援事業費補助金仕入れに係る消費税等相当額報告書

令和〇年〇月〇日付け〇第〇〇号で補助金の交付決定のあった事業について、下記のとおり報告します。

記

- | | |
|--|-----------|
| 1 補助金等交付規則第11条に基づく確定額
(令和〇年〇月〇日付け〇第〇〇号による額の確定通知額) | 金〇〇〇〇〇〇〇円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金〇〇〇〇〇〇〇円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る
消費税等相当額 | 金〇〇〇〇〇〇〇円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2) | 金〇〇〇〇〇〇〇円 |

(注) 3の金額の積算内訳等、参考となる資料を添付すること。

様式第7号

財産管理台帳

事業実施年度		令和○年度		補助事業名		放牧再生支援事業									
事業の内容					工期		経費の配分			処分制限年月日		処分の状況		摘要	
事業区分 事業種目	事業実施 主体	工種構造 施設区分	施行箇所 または 設置場所	事業量	着工 年 月 日	竣工 年月日	総事業費	負担区分			耐用 年数	処分 制限 年月日	承認 年月日	処分の 内容	
								補助金	市町村	その他					
合計															

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入。
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入。
 3 摘要欄には、譲渡先、貸付先、抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入。
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

番 号
令和 年 月 日

島 根 県 知 事 様

住所
事業実施主体の名称
代表者の役職および氏名 印

令和〇年度放牧再生支援事業遂行状況報告書

令和〇年〇月〇日付け〇第〇〇号で補助金の交付決定のあった事業について、遂行状況を下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業が予定期間内に完了しない理由
(補助事業が困難となった理由を記載すること)

2 補助事業の遂行状況

事業区分 事業種目	総事業費	事業の遂行状況				備考
		〇月〇日までに完了したもの		〇月〇日以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了 予定年月日	
	円	円	%			
計						